

講義科目 : 消費者法	単位数 : 2
担当 : 近藤 充代	学習形態 : 選択科目

講義の内容・方法および到達目標：

私たちは生活するために日々、モノやサービスを購入し、それらを消費して暮らしています。市場では様々な商品・サービスが販売・提供され、事業者側の巧みな広告・宣伝、勧誘が行われています。事業者は販売の「プロ」であるのに対し、消費者は「素人」であるため執拗な勧誘によって必要のないものまで購入してしまう例も少なくありません。こうした状況から生ずる悪質商法等による取引被害や欠陥商品による健康被害等に対し、消費者の置かれた不利な立場を考慮しつつ安全性の確保や被害からの救済を図ろうとするのが消費者法と呼ばれる一連の法律です。この講義では、様々な消費者被害の実態とともに、消費者被害を救済するための法制度と消費者の権利（クーリング・オフ、契約取消権、中途解約権等）について学習し、消費者被害に遭った場合にもそれらの法制度や権利を活用できる知識を身に着けることを目標とします。

授業計画

- 第1回 ガイダンス 「消費者法」とは？
- 第2回 消費者問題の発生と消費者の権利、消費者法の登場
- 第3回 特定商取引法（1）特定商取引法の歴史、構成、概要
- 第4回 特定商取引法（2）訪問販売取引、電話勧誘販売取引に対する規制
- 第5回 特定商取引法（3）継続的サービス取引、内職・モニター商法に対する規制
- 第6回 特定商取引法（4）通信販売、マルチ商法に対する規制、ねずみ講の禁止
- 第7回 消費者契約法（1）消費者契約法制定の経緯、概要、契約取消権
- 第8回 消費者契約法（2）契約条項の無効、差し止め請求権等
- 第9回 消費者信用取引（1）クレジット取引、キャッシングの仕組み
- 第10回 消費者信用取引（2）割賦販売法① 割賦販売法の概要、規制対象
- 第11回 消費者信用取引（3）割賦販売法② 割賦販売法の規制内容
- 第12回 消費者信用取引（4）利息制限法、出資法による金利規制
- 第13回 消費者信用取引（5）貸金業法による消費者金融に対する規制
- 第14回 製造物責任法 欠陥商法による被害と損害賠償請求
- 第15回 まとめ－現代経済社会と消費者

教材・テキスト・参考文献等

- ・レジュメ・資料に基づいて講義をします。
- ・参考文献：杉浦市郎編『新・消費者法 これだけは〔第3版〕』（法律文化社、2020年）

成績評価方法

- ・定期試験（70%）と中間レポート（30%）で成績評価をします。
- ・毎回出席をとります。全授業回数の3分の2以上の出席がない場合は評価の対象外となります。

その他

- ・関連科目として、「民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「行政法」など。